

町家保全活用で協定

市と推進機構年20万円まで補助

市と金澤町家活用推進機構は17日、町家の保全活用



協定書を交わす(左から)
川上代表理事、山野市長、
松本理事
|| 市役所

に関する協定を結んだ。機構の活動に対し、市が年間20万円を上限に補助する。

金澤町家条例に基づく取り組みで、市と協定を結ぶのは3団体目。工務店や不動産業者、学識者らで構成する機構は、町家の所有者と賃貸契約を結んだ上で物件を改修し、希望者に貸し出す事業などを展開する。

市役所で締結式が行われ、山野之義市長と川上光彦代表理事(金大名誉教授)が協定書を交わした。川上代表理事は「市と協力して

町家の活用を促し、解体される町家を減らしていきたい」と話した。松本有未理事(ことのは不動産代表取締役)が同行した。